

横瀬町 ALT 常駐化に伴う管理業務仕様書

1 業務名

横瀬町 ALT 常駐化に伴う管理業務

2 目的

横瀬町立小中学校において、外国自治体との交流協定を通じて外国語指導助手（以下「ALT」という。）の常駐化を図ることによって、児童生徒の英語力の強化を進めるとともに、将来にわたって国際社会で活躍し、横瀬町の未来を拓くことができる人材の育成につなげることを目的とする。

3 契約期間等

(1) 契約期間

- ア 協定締結支援業務 契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日まで
- イ 管理業務 契約締結の日から令和 10 年 3 月 31 日まで

(2) 履行期間

- ア 協定締結支援業務 契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日まで
- イ 管理業務 令和 9 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

4 業務内容

受託者は、本町と協議の上、以下の業務を行うものとする。

(1) 協定締結支援業務

ALT の招致を行うことを見据えた外国自治体等との交流協定を締結するため、以下の支援を行うこと。

ア 支援の内容

(ア) 協定先自治体の選定に係る支援

都市選定に係る調査、提案、照会資料作成など

(イ) 選定した外国自治体の首長や現地担当者等との事前打合せ等の支援

協定締結に向けたオンライン打合せの準備、運営、通訳、翻訳など

(ウ) 協定締結に要する事前準備の支援

協定書案（英語版及び日本語版）の作成など

(エ) 協定締結式の支援

オンラインによる協定締結式の支援

(オ) そのほか協定締結に伴い必要となる支援

協定に基づく適切な ALT に関する情報収集の支援など

イ 協定締結に係る条件

(ア)協定締結にあつては、普通交付税に関する省令（昭和 37 年自治省令第 17 号第 9 条別表）に規定されている「外国自治体との自治体間交流及び外国自治体等との各種分野における交流に基づいて招致した外国籍職員」に該当する要件（以下、「普通交付税措置の要件」という。）を満たすこと。

(イ)協定先自治体は母国語または公用語が英語であること。

(3)管理業務

外国自治体との協定に基づき、本町が任用した ALT について、次のとおり管理業務を行うこと。

ア 日常生活の支援

ALT が居住地において、健康で文化的な安定した生活を行うために必要な日常生活全般の支援を行うこと。

イ ALT 業務支援

ALT が日々の業務を適正に行えるよう、横瀬町教育課程に基づくカリキュラムやレスンプランの作成、監修、学校と連携した指導、助言などの支援を行うこと。

ウ ALT の資質向上に係る支援

(ア)実践的な指導力や資質の向上が図れるよう、ALT の職務内容、学習指導要領や当町の外国語教育への理解、外国語活動及び外国語科に関する指導方法、教材の作成方法、効果的なチームティーチングのための留意点など、ALT のスキルアップに向けた研修を実施すること。

(イ)学期ごとに ALT の勤務態度や指導力などに関し、評価を行うこと。評価した内容は、ALT にフィードバックを行い、質の向上に努めるとともに、当町に報告書として提出すること。

エ ALT による、児童生徒や教職員の英語力を向上させる取組の支援

(ア)課外活動や学校行事、長期休暇等を利用して ALT が行う、児童生徒や教職員が外国語教育や国際理解を向上することに資する取組の企画・提案とプログラムの作成・監修、提供を行うこと。

(イ)本町との協議により実施することとなった上記（ア）の取組について、教育委員会及び学校と連携し、ALT の研修や助言等、取組を計画的に実施するための支援を行うこと。

5 管理体制

(1) ALT を管理・統率するための責任者を定めること。責任者は、十分に責任を取

り得るべき立場にある者を充てること。

- (2) 6(5)に掲げる ALT の業務内容が適正に遂行されるよう、主に 4(3)の管理業務を担う担当者として横瀬町担当コーディネーター(以下「コーディネーター」という。)を選任すること。なお、コーディネーターは、定期的に勤務先の学校の巡回訪問を行い、ALT の勤務状況や、ALT に対する要望などを聞き取り、本町に報告すること。

また、ALT に対する要望や苦情について、コーディネーターが誠意をもって対処し、学校、教育委員会、ALT とが円滑な関係性を構築、維持できるように支援を行うこと。

6 ALT について

(1) 受入人数

4 人

(2) 受入先及び配置人数

横瀬町立横瀬小学校(埼玉県秩父郡横瀬町大字横瀬 4556) 2 人

横瀬町立横瀬中学校(埼玉県秩父郡横瀬町大字横瀬 4658) 2 人

(3) 勤務開始日

令和 9 年 4 月 1 日

(4) 就業日及び勤務時間

ア 原則として月曜日から金曜日までの 8 時 30 分から 16 時 30 分とする。ただし、学校や教育委員会の行事等の都合により必要と認めるときは、町条例及び規則等に基づき、土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律に規定する休日を勤務日とすることができる。

イ 勤務時間内に、授業及び教科担任との打合せや教材準備等を行うこと。

ウ 勤務時間の割り振りは、各勤務校と教育委員会との協議の上、決定する。ただし、必要に応じて、教育委員会と事業者、配置予定者が調整を図りながら柔軟に対応するものとする。

エ 休憩時間は、1 日当たり 1 時間を超えない範囲で設けるが、勤務する学校における内容に従うこととする。

(5) ALT の業務内容

ア 横瀬町教育課程に基づく外国語教育及び外国語活動を行う。

イ 学習指導要領に基づいた学習指導計画や学習指導案の作成支援を行うとともに企画提案を推進し、教職員の資質向上を図り、外国語教育や国際理解教育の充実に資するために取り組む。

ウ 外国語科及び外国語活動、国際理解教育等の時間における教員と連携したチー

ムティーチングの実施や事前打合せ、事後の検討を実施する。

エ 学校行事等の特別活動や総合的な学習の時間、給食、休み時間、部活動・クラブ活動等、幅広い教育活動における児童生徒との交流や英語指導を行う。

オ 教育委員会及び学校が実施する研修会等に参加し、指導力向上を図る。

カ 課外活動や学校行事など、教育委員会や校長が本事業の円滑な遂行に必要と認めた業務について、指示に基づき対応する。

キ その他、教育委員会が必要と認め、受託者が合意した業務を行う。

(6)ALT の要件

受入れを行う ALT は、次に掲げる全ての要件を備えた者とする。

ア 横瀬町内に在住すること。

イ 心身ともに健康であり、通年通勤できること。

ウ 英語を母国語または公用語とし、現代の標準的な発音・リズム・イントネーションを身につけ、正確かつ適切に指導できる者であること。

エ 大学卒業程度又は学士以上の学位を有している者であること。

オ 語学教師としての資格(TESOL 及び CELTA)保有者、もしくはそれと同等レベルの学指導能力を有している者であること。

カ 日本の生活や文化・慣習等を理解しようと努め、進んで協調しようとする者で外国語教育に対する情熱があること。

キ 教職員や児童生徒と積極的にコミュニケーションを図る上で十分な日本語会話能力があること。

ク 教職員に対する教材の解説や作成、適切で効果的な指導方法の提案など、授業や評価に関する準備及び支援を的確に行うことができること。

ケ 通勤及び各勤務地への移動が自分で行えること。ただし、自分での移動が困難な場合は、コーディネーターが送迎を行うこと。

コ 職務専念義務、守秘義務を遵守し、雇用終了後も同様であること。

サ 日本の教育環境を理解して、指導者として自分を律し、相応しい服装や態度であること。

シ 営利につながる行為をしない者であること。また、布教活動、政治活動を行わない者であること。

ス 業務を実施するに当たり、所持すべき有効かつ適正な種別の就労査証を有し、犯罪にかかる刑罰等の執行猶予を受けていないこと。

セ 令和 8 年 12 月 25 日施行のこども性暴力防止法に基づく犯罪事実確認に必要な手続きに対応でき、かつ、同法第 2 条第 8 項に規定する特定性犯罪事実該当者でないこと。

7 責務

- (1)受託者は労働基準法を始め関係法規を遵守すること。
- (2)受託者は職務上知り得たことを第三者に開示・漏えいしないこと。また、本件委託業務以外に使用しないこと。本契約終了後も同様とする。
- (3)個人情報の取扱いに際しては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他の法令並びに町の条例及び当該条例に基づく規則等を遵守し、その取扱いに万全の策を講じること。

8 損害賠償

受託者は、その責めに帰すべき事由により横瀬町、教育委員会、学校、児童生徒、教職員又は第三者に損害を与えた場合は、受託者の責任において賠償すること。

9 諸経費等

業務委託料には管理費・交通費・諸経費等が全て含まれるものとする。また、業務実施に必要な教科書やその他の資料等は受託者が負担すること。

10 支払方法

業務委託料の支払い方法は、本業務の契約締結に際し本町と受託者で協議を行い、決定するものとする。

11 その他

- (1) ALT は横瀬町会計年度任用職員として任用し、勤務条件及び服務については、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)その他の法令並びに町の条例及び当該条例に基づく規則の定めるところによる。
- (2)受託者は、本業務の全部を第三者に委託してはならない。
- (3)受託者は、この仕様書に定めのある事項について業務を履行すること。
なお、契約期間内に業務を履行する見込みがないと認められたり、業務の目的を達することができないと考えられたりする場合は、教育委員会と受託者で協議を行う。それにもかかわらず改善の見通しがない場合には、契約を解除する。
- (4)この仕様書に定めのない事項や疑義が生じた場合は、必要に応じて受託者と横瀬町が誠意をもって協議し、決定するものとする。